

小規模事業者 持続化補助金

公募
受付中!

新たな販路
開拓・拡大で
売上UP!!

一般型・コロナ特別対応型

令和2年度公募スケジュール

一般型：令和2年10月2日(金) コロナ特別対応型：令和2年8月7日(金)

※以降の締切日は各公募要領をご参照下さい

対象
事業者

商工会地区で事業を営む常時使用する従業員数が次の事業者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く).....5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業.....20人以下
製造業その他(一定要件を満たす特定非営利活動法人が追加)・・・20人以下

補助対象
事業

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う販路開拓事業

販促用チラシの作成配布、商品パッケージの改良、HPの作成・リニューアル、
店舗改装、商談会・展示会への出展、ネット販売システムの構築、新商品の開発等
※販路開拓とあわせて行う業務効率化・生産性向上も対象

補助率等

一般型

補助対象経費の2/3
上限50万円

コロナ特別対応型

補助対象経費の2/3～3/4
上限100万円

類型Aのみ：2/3
類型B・Cを含む：3/4

補助対象
経費

①機械装置②広報費③展示会等出展費④旅費⑤開発費⑥資料購入費⑦雑役務費
⑧借料⑨専門家謝金⑩専門家旅費⑪設備処分費⑫委託費⑬外注費
(詳細は各公募要領をご参照下さい)

事業
再開枠

販路開拓に取り組む事業者が事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を
継続する上で必要最低限の感染防止対策を行う取組について補助

【補助対象経費①～③をすべて満たすもの】

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
②2020年5月14日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費
③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

【補助率・補助上限】

補助率：定額 補助上限額：50万円(特定事業者は100万円) ※交付決定額を上限とする

販路開拓の取組を支援(共通)

一般型

補助率2/3
補助上限50万円
(特定創業支援等は)
補助上限100万円)

コロナ特別対応型

補助率2/3～3/4
補助上限100万円

類型A・B・Cに
該当する取組が必要

どちらか一方のみ採択

類型A

サプライチェーン
の毀損への対応

類型B

非対面型ビジネス
モデルへの転換

類型C

テレワーク環境
の整備



事業再開枠

(定額補助、上限50万円)
※単独の申請はできません

補助事業を遂行するため
(事業を再開するため)に
必要不可欠な取組を支援

申請書提出先
お問合せ先

富山県地方事務局

最寄りの商工会または富山県商工会連合会まで

〒930-0855 富山県富山市赤江町1-7 <http://www.shokoren-toyama.or.jp/> E-mail: jizokuka@shokoren-toyama.or.jp
TEL.076-441-2716/FAX.076-433-8031 (受付時間)9:00～17:00(土日・祝日を除く)

